

航海学校強化

実施地域

パナマシティ



1. プロジェクト要請の背景

パナマは多くの便宜置籍船を持ち、海運は経済の命脈を握る産業分野である。加えて、パナマ運河の管理が、2000年に米国からパナマに移譲されることとなっていることから、パナマでは高度な海運技術・知識を持つ人材の育成・確保は重要課題となっている。

このような背景のもと、パナマ政府は、同国唯一の国立商船乗組員養成機関であるパナマ航海学校(ENP)において、その教育訓練内容を1978年「船員の訓練及び資格証明ならびに当直に関する国際条約」(STCW条約)に準拠させるべく、我が国にプロジェクト方式技術協力を要請した。

2. プロジェクトの概要

(1) 協力期間

1993年10月1日～1998年9月30日

(2) 援助形態

プロジェクト方式技術協力

(3) 相手側実施機関

教育省、海運庁

(4) 協力の内容

1) 上位目標

パナマにおいて、高度な海運技術・知識を有する人材が増加する。

2) プロジェクト目標

パナマ航海学校(ENP)が、STCW条約を遵守した研修課程を実施できるようになる。

3) 成果

a) ENPが、STCW条約に準拠する実習を実施できるようになる。

b) ENPが、STCW条約に準拠する座学を実施で

きるようになる。

4) 投入

日本側

長期専門家 9名

短期専門家 22名

研修員受入 18名

機材供与 6.69億円

ローカルコスト 0.35億円

パナマ側

カウンターパート 6名

機材設置・施設

ローカルコスト 17万5,260米ドル(約0.21億円)

3. 調査団構成

団長・総括：江口 秀夫 JICA 社会開発協力部社会開発協力第二課課長代理

航海：米原 健一 運輸省航海訓練所研究調査部研究第二課総括

機関：奥田 勝三 運輸省海上技術安全局船員部教育課専門官

評価計画：松井 恒 JICA 社会開発協力部社会開発協力第二課

評価分析：岸並 賜 (株)パデコ コンサルティング部

4. 調査団派遣期間(調査実施時期)

1998年5月16日～1998年5月30日

5. 評価結果

(1) 効率性

専門家派遣、機材供与とも、おおむね計画どおり、

質、量ともに適切に実施された。研修員受入れも、プロジェクトを進展させるうえで内容・時期・期間とも有意義であった。

しかし、協力期間中に ENP の移転計画が持ち上がり、ENP の移転が完了するまで供与した一部大型機材を設置できないという事態が発生した。このため、同機材に関連する一部の専門家については計画どおり派遣できていない。また、現時点で使用が開始されていない機材もある。

(2) 目標達成度

本プロジェクトでは、STCW 条約に準拠した船員教育を実施するために必要な機材を整備するとともに、これらの機材を使用した実習シラバスの改訂、マニュアルの作成、操作・保守技術の移転、授業への活用を行ってきた。多くの対象分野において、これら一連の技術移転をおおむね完了している。しかし、ENP 移転による一部大型機材の据付けの遅れなどにより、同機材について、カウンターパートは機材を実習に十分利用できる段階には至っていない。また、1995年に STCW 条約が改正されたことに伴い、強化が必要となっている項目がある。

(3) 効果

ENP の学生は、4年間の座学の後、1年間の乗船経験を経て、卒業後は二等航海士、二等機関士の海技免状を取得する。

運河を有し、また多くの便宜置籍船を持つパナマにおいては、パナマ運河委員会(PCC)職員、船舶検査技師などとして高度な技術を持つ優秀な人材が必要である。ENPは、パナマにおいて唯一の国立船員教育機関として、今後、これらの需要に応える人材の輩出が期待される。

(4) 計画の妥当性

パナマにおいて海運は経済の命脈を握る産業分野であり、船員教育の質の向上に資する本プロジェクトは、パナマの政策と合致している。また、PCC、船舶会社、海運関連産業も、ENPに対し、教育内容の一層の高度化による優秀な人材の育成を要請しており、ENPの存在意義は非常に大きく、本プロジェクトの妥当性は高い。

なお、STCW条約は協力開始後の1995年に改正されたが、本プロジェクトでは改正後のSTCW条約に対応した適切な技術移転を行っている。



根拠専門家から航海技術の指導を受けるカウンターパートたち

(5) 自立発展性

ENPの所管官庁が1998年2月に教育省から海運庁へ移管されたことにより、ENPの組織的位置づけが高まるとともに、組織強化が期待される。また、今後、教育税による収入の3%を船員教育に割り当てる法律の法制化や、ENP独自のセミナーの開催による自己収入が見込まれており、ENPの財政面での改善も期待できる。

カウンターパートも、技術移転を受け、作成された教材や供与機材を用いた国際水準の実習を実施できるようになっていることから、本プロジェクトの自立発展は十分期待できる。

6. 教訓・提言

(1) 提言

機材設置の遅れなどによって技術移転が完了していない項目があることから、フォローアップ協力を実施する必要がある。

7. フォローアップ状況

上記提言を踏まえ、当初協力期間終了後、引き続き2000年2月まで、1年5か月間のフォローアップ協力を実施した。